重要事項説明書

訪問看護

きゅあステーション旭生会

当事業所は介護保険の指定を受けています。　　（介護保険事業所番号　4660190853）

当事業所がご契約者に対して訪問看護を提供するにあたり、 厚生労働省令第37号第8条に基づいて
事業者がご契約者に説明すべき重要事項は次の通りです。

◇◆目次◆◇

1.事業者 1
2.事業所概要 1
3.事業目的と運営方針 1
4.本事業所の職員体制 2
5.営業時間 2
6.営業地域 2
7.利用料 2
＜介護保険＞ きゅあステーション料金表 3～4
＜医療保険＞ きゅあステーション料金表 5～7
8.緊急時の対応方法 8
9.秘密の保持 8
10.高齢者虐待防止 9
11.相談窓口・苦情対応 9～10
12.加算に関する同意 11

1.事業者

⑴ 法人名　　社会福祉法人　旭生会
⑵ 法人所在地 鹿児島県鹿児島市平川町1382番地
⑶ 電話番号　099-262-2222
⑷ 代表者氏名 理事長　園田希和子
⑸ 設立年月　平成7年8月

2.事業所概要

⑴ 事業所名称 きゅあステーション旭生会
⑵ 所在地　　鹿児島県鹿児島市谷山中央5丁目39-1
⑶ 電話番号　099-814-7155
⑷ 管理者　　平山美智代

3.事業目的と運営方針

⑴ 事業目的　主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

⑵ 運営方針　①ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、 全体的な日常生活動作の維持、 回復を図ると共に、 生活の質の確保を重視した在宅生活が出来るよう支援する。

②事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、 総合的なサービス提供に努めるものとする。

4.本事業所の職員体制(令和8年6月1日現在)

看護師	3名以上	(常勤職員、非常勤職員　内1名は管理者兼務)
準看護師	1名以上	(常勤職員、非常勤職員)
理学療法士	1名以上	(非常勤職員)

5.営業時間

⑴	営業日	月～土　(日・祝　休み)
⑵	営業時間	8:30～17:30 但し、オンコール体制により24時間対応可能とする。
⑶	サービス提供対応日	365日対応とする。

6.営業地域

通常の事業の実施地域は、桜島を除く鹿児島市とする。

7. 利用料

○ 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、別表のとおり厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。なお健康保険の場合は、診療報酬の額による。

○ 利用者は、きゅあステーション旭生会　料金表(別表)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料、及びサービスを提供する上で別途必要になった費用を支払うものとする。

○ 利用料金のお支払い方法
料金・費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、翌月末日までに下記のいずれかの方法でお支払い下さい。
(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア.金融機関口座から自動引き落とし　(郵便局以外)

ご利用できる金融機関:銀行・農協　等

イ.現金払い

※キャンセル料
訪問看護の利用中止については、当日訪問までにご連絡をいただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。

当日訪問までに連絡有の場合	不要
当日訪問までに連絡なしの場合	2000円

但し、ご利用者の急な入院等の場合は、キャンセル料は請求しません。

＜介護保険＞　きゅあステーション料金表

（令和8年6月現在）

1．介護保険の訪問看護費

◎基本料金

	サービス内容		単位数	ご利用者様負担額（1割負担） 円/回	備考
	20分未満（訪問看護1） 24時間体制、20分以上/週1回		314	314円/回	・20分未満の利用は、24時間体制があること、週に1回は、20分以上の定期的訪問看護が行われている場合に可能です。
		介護予防	303	303円/回	
	30分未満（訪問看護2）		471	471円/回	
		介護予防	451	451円/回	
	30分以上60分未満(訪問看護3）		823	823円/回	
		介護予防	794	794円/回	
	60分以上90分未満（訪問看護4）		1,128	1,128円/回	
		介護予防	1,090	1,090円/回	
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問　1回20分以上		294	294円/回	・1日3回以上の場合は50/100 ・利用開始日の属する月から12月超えた場合は289単位/回（介護予防のみ）
		介護予防	284	284円/回	

※准看護師は1回につき90/100相当の単位数

◎早朝・夜間・深夜加算

	早朝（午前6時～午前8時）	25%加算
	夜間（午後6時～午後10時）	
	深夜加算（午後10時～午前6時）	50%加算

◎その他加算

	指定定期巡回・随時対応型訪問介護との連携による訪問看護（月1回）	2,961	2,961円/回	・サービス提供体制強化加算 （Ⅰ）50円/月1回 （Ⅱ）25円/月1回
	緊急時訪問看護加算	600	600円/回	・計画外の緊急訪問を行った場合は、所要時間に応じた所定単位を算定します。なお、特別管理加算の対象者については,一月のうち2回目以降には、早朝・夜間・深夜加算がつきます。
	特別管理加算（Ⅰ）	500	500円/回	
	特別管理加算（Ⅱ）	250	250円/回	
	ターミナル加算	2,500	2,500円/回	
	長時間訪問看護加算 （90分を超える）	300	300円/回	
	複数名訪問加算Ⅰ　30分未満	254	254円/回	・特別管理加算・緊急時訪問看護加算・ターミナルケア加算は、区分支給限度額の算定対象外となります。 ・退院当日の新規初回加算は350円/1回 ・退院日の翌日以降の新規初回加算は300円/1回
	（正看護師+正看護師又は准看護師又は理学療法士）　30分以上	402	402円/回	
	複数名訪問加算Ⅱ　30分未満	201	201円/回	
	（正看護師+看護補助者）　30分以上	317	317円/回	
	初回加算（新規利用者）	300	300円/回	
	退院時共同指導加算	600	600円/回	
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	6	6円/回	勤続年数・資格の有無を基に、より質の高いサービスを提供する体制が整っている事業所に対しての評価
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	3	3円/回	
	看護・介護職員連携強化加算(月1回) ※要支援者は対象外	250	250円/回	介護職員が実施する喀痰吸引等を円滑に行うために、看護職員が支援、業務実施状況の確認等を行った場合。
	介護職員等処遇改善加算　・・・2026年6月より新たに訪問看護が対象 基本サービス料に各種加算減算を加減した1月当たりの総単位数に1.8%を乗じた金額を算定 例)月4回看護師訪問、緊急加算ありの場合　約45円(1割負担)			

2. その他の費用＜保険適応外＞

交通費	①ステーションから片道おおむね10キロメートル未満　無料 ②ステーションから片道おおむね10キロメートル以上　150円
死後のケア・エンジェルセット代	10,000円
連絡なしのキャンセル料	2,000円
サービス時間の延長	30分毎　1,000円

注1.　特別管理加算の対象となるのは、下記の状態の方です。

（1）特別管理加算Ⅰ

在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態

（2）特別管理加算Ⅱ

在宅自己腹膜潅流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅自己疼痛指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理・在宅難治性皮膚疾患処置指導を受けている状態　　人工肛門・人工膀胱を設置している状態
真皮を超える褥瘡がある状態
点滴注射を3日以上行う必要があると認められた状態

注2.

複数名訪問加算の対象となるのは、下記の方でご利用の同意を得て算定します。
①利用者の身体的理由（体重が重い）により、一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
②暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為等が認められる場合
③その他利用者の状況から判断して、①または②に準ずると認められた場合

注3.

初回加算：新規に訪問看護計画書を作成した時に算定します。

退院時共同指導加算：病院や介護老人保健施設に入院、入所中の方が退院または退所するにあたって、訪問看護師が施設に出向き、医師・看護師等と共同して、居宅における療養上必要な指導を行った場合に、月１回（特別管理加算の利用者は2回まで）算定します。

注4.

定期巡回・随時対応型サービス（介護・看護連携型）と連携する場合
・月額定額報酬ですが、次のような場合には日割りで計算します。（1日97単位、准看の場合95単位）
①月途中からの利用、又は月途中で利用終了した場合の利用期間
（利用開始日～月末、又は当該月の初日～利用終了日まで）
②月途中に短期入所サービスを利用した場合はその期間について算定（減算）
③要介護5の利用者が月途中で他の要介護度となった場合、又は月途中で要介護5に変更になった場合（要介護5である利用者には月単位800単位の加算があります）
④月途中で医療保険(特別指示が出された場合）に切り替わった時、その状態にある期間について

＜ 医療保険 ＞　　きゅあステーション料金表

主治医が訪問看護の必要を認めた方に、主治医の交付した訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき訪問看護を提供し、基本利用料並びにその他の利用料をお支払いただきます。

（令和8年6月現在）

1．後期高齢者医療費保険証をもっている方

一般の方	訪問看護に要する費用の1割	後期高齢医療費
一定以上所得の方	訪問看護に要する費用の3割	保険者証に記載

2．その他の医療保険の方

医療保険で定める報酬に基づいて負担額の請求を行います。

	ご利用者様負担額（1割負担）	
訪問看護基本療養費（Ⅰ）	週3日目まで　555円/日	保健師・助産師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問
	週4日目から　655円/日	
	週3日目まで　505円/日	准看護師による訪問
	週4日目から　605円/日	

注：週4日以上算定できるのは、厚生労働大臣が定める疾病等と、急性憎悪その他主治医が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認めたことによる特別訪問看護指示書の指示期間中の利用者のみ

訪問看護基本療養費（Ⅱ）（同一建物居住者）	同一日に2人 週3日目まで555円/日 週4日目から655円/日	同一建物居住者への保健師・助産師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問
	同一日に3人以上9人以下 週3日目まで278円/日 週4日目から328円/日	同一日に10人以上19人以下 月20日まで　276円/日 月21日目以降　266円/日
	同一日に2人 週3日目まで505円/日 週4日目から605円/日	同一建物居住者への准看護師による訪問
	同一日に3人以上9人以下 週3日目まで253円/日 週4日目から303円/日	同一日に10人以上19人以下 月20日目まで　252円/日 月21日目以降　242円/日
訪問看護基本療養費(Ⅲ)（外泊中の訪問看護）	850円/回	同一日に訪問看護管理療養費は算定できない
訪問看護管理療養費	771円/月	月の初日の訪問の場合
	301円/日	月の2日目以降の訪問の場合

注：訪問看護管理療養費は、安全な提供体制が整備され、訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定している訪問看護ステーションが、訪問看護計画書・訪問看護報告書、精神科訪問看護計画書・精神科訪問看護報告書を主治医に提出するとともに、利用者に対して休日、祝日等も含めた計画的な管理を継続して行った場合に算定する。

3.有料老人ホーム縁側に入居された方

≪医療保険別表7・8対象者、特別訪問看護指示対象者で1日2回以上の訪問看護を行った場合≫

高齢者住まい等に併設・隣接する訪問看護ステーションが、当該住まいに居住する利用者(別表7・8及び特別訪問指示)に24時間体制で計画的又は随時の対応による頻回の訪問を行った場合に算定

	ご利用者様負担額(1割負担)	
包括型訪問看護療養費 (1日につき) 単一建物居住利用者が 20人未満の場合	701円	訪問看護時間が30分以上60分未満
	1,101円	訪問看護時間が60分以上90分未満
	1,401円	訪問看護時間が90分以上
	1,551円	訪問看護時間90分以上 ※別に厚生労働大臣が定める場合

訪問看護時間＝1日に訪問看護を行った時間の合計
※別に厚生労働大臣が定める場合とは
①緊急時に対応が出来る体制があること
②包括型訪問看護療養費を算定する利用者の訪問看護実施時間が1日平均120

＊下記の療養費、加算は包括型訪問看護療養費に含まれます。

【包括対象となる加算】
訪問看護基本療養費、訪問看護管理療養費、難病等複数回訪問加算、長時間訪問看護加算
複数名訪問看護加算、24時間対応体制加算、夜間・早朝訪問看護加算、深夜訪問看護加算

≪医療保険別表7・8対象者、特別訪問看護指示対象者で1日1回のみ訪問看護を行った場合≫

訪問看護基本療養費Ⅱ(同一建物居住者)の算定方法に準じて算定します

4. 訪問看護療養費の加算等について

	サービス内容	ご利用者様負担額（1割負担）	備考
	24時間対応体制加算	680円／月	休日や、夜間・早朝・深夜帯でも、病状の変化当時に、電話で看護に関する意見を求めることができる体制にあり、必要時には訪問看護を行います。
	緊急訪問看護加算	265円／回	利用者の希望で診療所・在宅支援病院の支援により緊急の訪問を行った場合
	難病等複数回訪問看護加算		頻回の訪問看護を必要とする場合に算定
	1日2回	450円	
	1日3回	800円	
	同一建物内1人又は2人　1日2回	400円	
	同一建物内1人又は2人　1日3回	720円	
	同一建物内3人以上9人以下　1日2回	400円	
	同一建物内3人以上9人以下　1日3回	月20日まで　720円	
	同一建物内3人以上9人以下　1日3回	月21日以降　690円	
	同一建物内10人以上19人以下　1日2回	370円	
	同一建物内10人以上19人以下　1日3回	月20日まで　630円	
	同一建物内10人以上19人以下　1日3回	月21日以降　520円	
	長時間訪問看護加算 （1時間30分を超える）	520円	（週1日まで） 特別管理加算対象の方・特別指示書の場合 （週3日まで） 15歳未満・・・超重症児又は準超重症児 15歳未満・・・特別管理加算対象の方
	乳幼児加算	140円／日	対象者・・・6歳未満 ※6歳未満とは、6歳の誕生日以降の最初の3月31日まで
	複数名訪問看護加算	450円	一人での看護が困難である場合（利用者、家族の同意を得た場合）
	・正看護師＋正看護師又は理学療法士	450円	
	同一建物内1人又は2人	450円	①末期の悪性腫瘍等厚生労働大臣が定める疾病等の方
	同一建物内3人以上9人以下	400円	
	同一建物内10人以上19人以下	340円	②特別訪問看護指示期間中であって、指定訪問看護を受けている方
	・正看護師＋準看護師	380円	
	同一建物内1人又は2人	380円	
	同一建物内3人以上9人以下	340円	③特別な管理を必要とする方
	同一建物内10人以上19人以下	280円	※週1回（回数制限のない場合もある）
	夜間・早朝訪問看護加算	210円	夜間：18時～22時　　早朝：6時～8時
	同一建物内1人又は2人	210円	
	同一建物内3人以上9人以下	月15日まで　210円	
	同一建物内3人以上9人以下	月16日以降　190円	
	同一建物内10人以上19人以下	月15日まで　180円	
	同一建物内10人以上19人以下	月16日以降　130円	
	深夜訪問看護加算	420円	深夜：22時～6時
	同一建物内1人又は2人	420円	
	同一建物内3人以上9人以下	月15日まで　420円	
	同一建物内3人以上9人以下	月16日以降　400円	
	同一建物内10人以上19人以下	月15日まで　390円	
	同一建物内10人以上19人以下	月16日以降　230円	
	退院時共同指導加算 （1回　　※がん末期等は2回）	800円	病院や介護老人保健施設に入院、入所中の方が退院、退所にあたって、医師・訪問看護ステーションの看護師等が共同して、居宅における療養上必要な指導を行った場合
	特別管理指導加算 （特別管理加算の対象者は加算）	200円	
	退院支援指導加算	600円	厚生労働大臣が定める疾病等、厚生労働大臣が定める状態にある利用者が、保険医療機関から退院する日に看護師等が療養上の指導を行った場合
	在宅患者連携指導加算 （月1回）	300円	医療関係職種間の連携による指導等
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回）	200円	主治医の求めで利用者宅でのカンファレンス
	特別管理加算　（月1回）		
	・特別管理加算　Ⅰ	500円	Ⅰ．在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
	・特別管理加算　Ⅱ	250円	Ⅱ．在宅自己腹膜潅流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療養指導管理、在宅自己疼痛管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態にあるもの。　　人工肛門、人工膀胱を設置している状態、真皮を超える褥瘡の状態、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定されている状態にあるもの。

	医療DX情報活用加算（月1回	50円	電子資格確認により、計画的で質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得、活用し電子情報処理組織の使用による請求を行った場合（マイナ保険証使用）
	ベースアップ評価料Ⅰ（月1回	105円 令和9年6月～ 210円	医療従事者の人材確保、賃金水準を向上させ、医療サービスの継続的な提供を支えるための体制を実施している場合
	遠隔死亡診断補助加算	150円	在宅ターミナルケア加算を算定する患者様に対し、医師の指示の下、情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が医師の死亡診断の補助を行った場合
	看護・介護職員連携強化加算（月1回）	250円	訪問介護職員と同行し、喀痰吸引等の業務実施確認や指導を行った場合
	物価対応料１（1日につき）	6円 令和9年6月～ 12円	月の初日の訪問の場合
	物価対応料１（1日につき）	2円 令和9年6月～ 4円	月の2日目以降の訪問の場合
	物価対応料２（1日につき）	2円 令和9年6月～ 4円	包括型訪問看護療養費算定対象者（有料老人ホーム縁側入居者）
	医療情報連携加算(月1回)	100円	保険医療機関と情報通信技術を用いて情報の共有、伝達を行った場合
	遠隔診療補助料(1日につき)	265円	緊急時に主治医が情報通信機器を用いた診療が必要と判断され、利用者と同席の下、遠隔診療の補助を行った場合。
	訪問看護ターミナル療養費（介護保険との通算可能）	2500円	在宅で死亡した利用者に対して、ターミナルケアを行った場合
	訪問看護ターミナル療養費（介護保険との通算可能）	1000円	特別養護老人ホーム等で死亡した利用者（看取り介護加算等を算定している利用者に限る）に対して、ターミナルケアを行った場合
	訪問看護情報提供療養費Ⅰ	150円	市等への情報提供
	訪問看護情報提供療養費Ⅱ	150円	医療的ケアが必要な小児の学校への情報提供

【注：特別指示書による訪問看護】 医療保険で回数制限のある方、介護保険の訪問看護をご利用中の方に対して、医師より急性憎悪により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示が出た場合
一月につき指示の日から14日を限度として（但し、ア.気管カニューレを使用している状態
イ.真皮を超える褥瘡状態の方については、月２回まで）医療訪問看護が適用となります。

5. その他利用料（ご利用者の選定にかかる訪問看護の提供に関する差額）
長時間、休日訪問の料金について（実費自己負担になります）

訪問提供時間帯		単位	金額
営業時間内で1時間30分を超える訪問（長時間訪問看護加算の対象外の時）	8:30～17:30	30分毎	1000円
週3回を超える訪問（回数制限のある方）		1回	8500円

6. その他利用料（交通費等実費）

交通費	事業所を基点として 片道おおむね10Km以内・・・無料 片道おおむね10km以上・・・150円

死後の処置料	10000円
連絡なしのキャンセル料	2000円

6.緊急時の対応方法

⑴ 看護師等は、訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者に病状の急変・その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

⑵ 看護職員は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

⑶ 電話での緊急連絡時、日中に看護師不在の場合は事務員・理学療法士が電話対応することがあるが、マニュアルを基に不備のないよう対応する。（マニュアル添付）

7.秘密の保持と個人情報の保護

⑴ 事業所及びその従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
⑵ 事業者は、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を従業者との雇用契約の内容に盛り込むものとする。
⑶ 事業者はオンライン請求、オンライン資格確認の義務化にあたり、マイナ保険証を使用し医療機関、薬局と情報を共有することが出来る

⑷ 利用目的
① 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
② 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
③ 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
④ 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要のある場合
⑤ 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
⑥ 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
⑦ その他サービス提供で必要な場合（オンライン請求を含む）
⑧ 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

⑸ 使用条件
① 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
② 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

⑹ その他個人情報について（個人写真の掲載について）
・施設内、広報誌、パンフレット、ホームページ、SNS等の写真掲載について

わたくし及び家族は （ 同意します ・ 同意しません ）

8.高齢者虐待防止

本事業所は、利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
⑴ 研修を通じて、従業員の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
⑵ 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
⑶ 従業員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業員がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

9.相談窓口・苦情対応

〇サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

苦情解決責任者	理事長	園田　希和子	099-262-2222
苦情受付担当者	管理者	平山美智代	099-814-7155

〇公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

鹿児島市役所健康福祉部　介護保険課	099－216－1277～80
鹿児島県福祉サービス運営適正化委員会	099－286－2200
国民健康保険団体連合会	099－213－5122

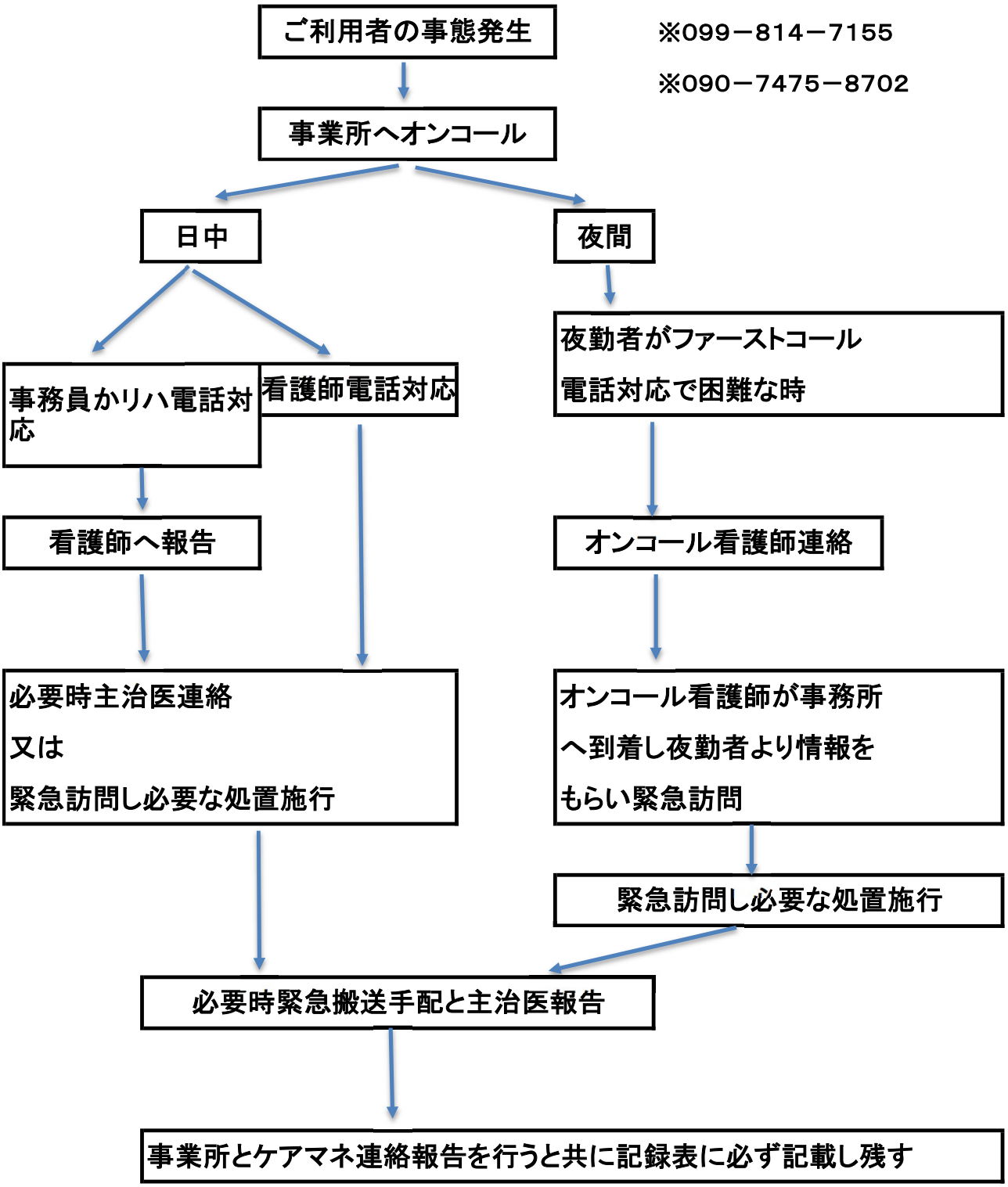
〇第三者評価実施の有無 ・ ・ ・ 無

きゅあステーション緊急時の流れ

緊急時電話番号

※099－814－7155

※090－7475－8702



10.加算に関する同意

☐ ・私は、貴訪問看護ステーションの24時間対応体制により、緊急時の場合などの電話による相談、又は訪問看護を利用するため、24時間対応体制加算を算定することに同意します。

☐ ・私は特別な管理を要する状態(別に厚生労働大臣が定める状態)になった場合、計画的な管理を行った際に特別管理加算を算定することに同意します。

☐ ・私は有益な総合的在宅療養を受けるため、居住地を管轄する市町村に対し必要な情報を提供する場合に情報提供療料費を算定することに同意します。

☐ ・私は自身の身体的理由により一人の看護師による訪問看護が困難と認められる場合複数名訪問看護加算を算定することに同意します。

☐ ・私は終末期ケアが必要な状態になった場合には、ターミナルケアを受けることに同意します。

令和　年　月　日

指定訪問看護の開始にあたり、ご利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項説明を説明いたしました。

〒891-0141　鹿児島県鹿児島市谷山中央5丁目39-1
きゅあステーション旭生会

（説明者）　氏名　　（管理者）　平山美智代

私は、本書面により、本事業者から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受け、同意をし交付を受けました。

利用者　　住所

氏名

家族　（代理人）　住所

氏名